

## 加賀史跡公園及び板橋緑地の都市計画変更について

板橋区史跡公園(仮称)整備に伴い、都市計画変更を行う予定であり、都市計画公園の変更原案を作成したので報告する。

### 1 都市計画変更の目的

史跡公園の予定地については、その大部分が都市計画緑地「板橋緑地」の一部と区域が重複した状態である。

都市計画法において「緑地」は主として都市における良好な環境を保全し、人々の快適な都市生活を支えることを目的とするが、「公園」はこれに加え、休憩、鑑賞、散歩、文化活動等のレクリエーション機能も目的とした都市施設である。

今回、史跡公園の区域について、都市施設である公園としてその目的に合致させるとともに、史跡として永続的に保全していくため、新たに都市計画公園「加賀史跡公園」を指定するとともに、区域が重複する都市計画緑地「板橋緑地」の一部を削除する。

### 2 都市計画変更原案の概要（加賀史跡公園）

- (1) 計画地 板橋区加賀一丁目地内（史跡公園予定区域）  
(2) 都市計画名称 東京都市計画公園 第8・3・40号加賀史跡公園  
(3) 計画面積 史跡の保存・活用と歴史文化の継承を推進するため、史跡公園予定区域を都市計画公園として追加する。

追加面積：約1.2ha（史跡公園予定区域）

今回変更面積：約1.2ha

#### (4) 計画区域



### 3 都市計画変更原案の概要（板橋緑地）

- (1) 計画地 板橋区加賀一丁目地内（史跡公園予定区域）ほか  
(2) 都市計画名称 東京都市計画緑地 第9号板橋緑地  
(3) 計画面積 加賀史跡公園の追加に伴い、板橋緑地の重複範囲を整理するため変更する。

既決定面積：約 15.43ha（昭和 32 年都市計画決定）…①  
削除面積：約 0.53ha（史跡公園との重複範囲）…②  
錯誤面積：約 1.06ha（既決定時の面積錯誤整理）…③  
今回変更面積：約 **13.8ha** …（① - ② - ③）

#### (4) 計画区域（②削除区域の抜粋）



### 4 都市計画原案の縦覧及び説明会

#### (1) 都市計画原案の縦覧

当該都市計画原案について、都市計画図書の縦覧を行う。

- ・ 縦覧期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～15 日（水）
- ・ 縦覧場所 区役所南館 5 階 土木部みどりと公園課窓口

#### (2) 都市計画原案説明会

当該都市計画原案に関する住民からの意見を聴取するため説明会を実施する。

- ・ 開催日時 令和 7 年 10 月 23 日（木） 18：00～20：00
- ・ 開催場所 植村記念加賀スポーツセンター 第 1 会議室

### 5 都市計画変更に関する今後のスケジュール（予定）

- 令和 7 年 9 月 都市建設委員会報告  
令和 8 年 1 月 板橋区都市計画審議会 報告  
令和 8 年 3 月 都市計画案決定  
令和 8 年 9 月 板橋区都市計画審議会 付議  
令和 8 年 9 月 都市計画決定・告示  
令和 8 年 12 月 都市計画事業認可

東京都市計画公園の変更(板橋区決定)

東京都市計画公園に第8・3・40号加賀史跡公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・3・40号	加賀史跡公園	加賀一丁目地内	約1.2ha	園路、遺構、建造物

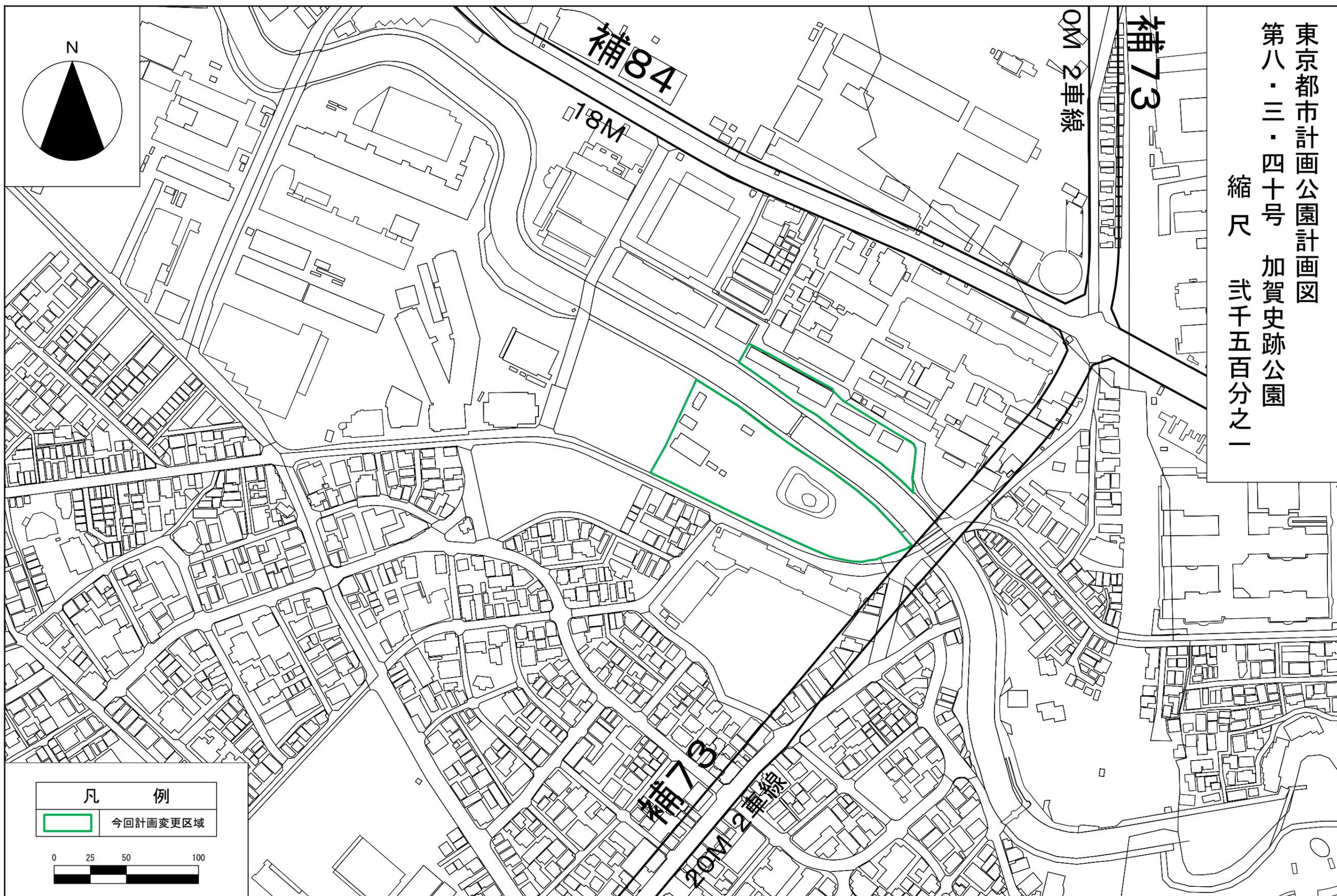
「区域は計画図表示のとおり」

理由 史跡の保存・活用と歴史文化の継承を推進するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	特殊公園	第8・3・40号	加賀史跡公園	加賀一丁目地内	約1.2ha	追加

東京都市計画公園計画図  
第八・三・四十号 加賀史跡公園  
縮尺 二千五百分之一



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) (MMT利許第07-K119-301号) 令和7年7月17日、(利用許諾番号) 7都市基交測第108号、令和7年7月14日  
ただし、計画線は都市計画道路網図から転記したものである。無断転載を禁ず。(承認番号) 6都市基街都第5号、令和6年4月15日

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画公園 第 8・3・40 号 加賀史跡公園

### 2 理由

当計画地である、板橋緑地の一部であった板橋区立加賀公園と新たに取得する予定の火薬製造所エリアは、区の産業の発展を牽引する礎にもなった「陸軍板橋火薬製造所跡」があり、歴史を物語る建物や景観を継承していくため平成 29 年に国史跡の指定を受けた。国史跡指定地は、「いたばし No.1 実現プラン 2025 改訂版」（板橋区実施計画）に「近代化遺産としての史跡公園整備」として位置づけられており、旧板橋火薬製造所が持つ歴史的価値を活かした史跡公園を整備するとしている。

また、令和元年に策定した「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画」、令和 3 年に策定した「史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画」においても史跡が持つ価値を誰もが理解できるように顕在化し、地域の大切な文化財として、地域活性化やまちづくりの核となるよう、積極的に活用することとしている。

当計画地にある陸軍板橋火薬製造所跡は、明治 9 年(1876 年)に明治政府によって初めて新設された火薬製造所であり、かつ、初めて設置された近代的な理工学系の研究所跡である。また、これらは明治から大正にかけての軍による独占的な火薬生産の状況と、その後も含めた生産の拡張、西洋計測技術の導入実態を示すものであるが、広範囲に遺存状況が良好なものは首都においてはほかにない。近年このような近現代の遺跡・遺産を保護する機運が、全国的に高まっており、各地に残る様々な建築物や遺構が、文化財的な枠組みで評価・保存されるようになってきた。当計画地においてもこれらの動向を踏まえ、文化財として恒久的に保存し、史跡の価値を活かした整備を行うことにより、区の歴史や平和への思いを学び、見て実感できる場としていく必要がある。

こうしたことから、平成 29 年に策定した「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」で定める「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」というコンセプトのもと、散策やレクリエーションのために、道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物に加え、展示などの教育普及事業へ気軽にアクセス・参加できることを通じて、板橋区の地域史や産業史、平和の大切さを学ぶ場とするべく、国指定史跡（旧野口研究所、旧理化学研究所、板橋区立加賀公園全域）の範囲、約 1.2 ヘクタールの区域（加賀一丁目内）について、東京都市計画公園第 8・3・40 号加賀史跡公園を追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更(板橋区決定)

東京都市計画緑地第9号板橋緑地を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	緑地名			
緑地	第9号	板橋緑地	板橋区東新町二丁目、東山町、南常盤台一丁目、弥生町、中板橋、双葉町、大谷口北町、常盤台一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目加賀一丁目及び加賀二丁目各地内	約13.8ha	河川の区域を対象とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由 加賀史跡公園の都市計画変更に伴い、重複する区域を整理するため、上記のとおり緑地を変更する。

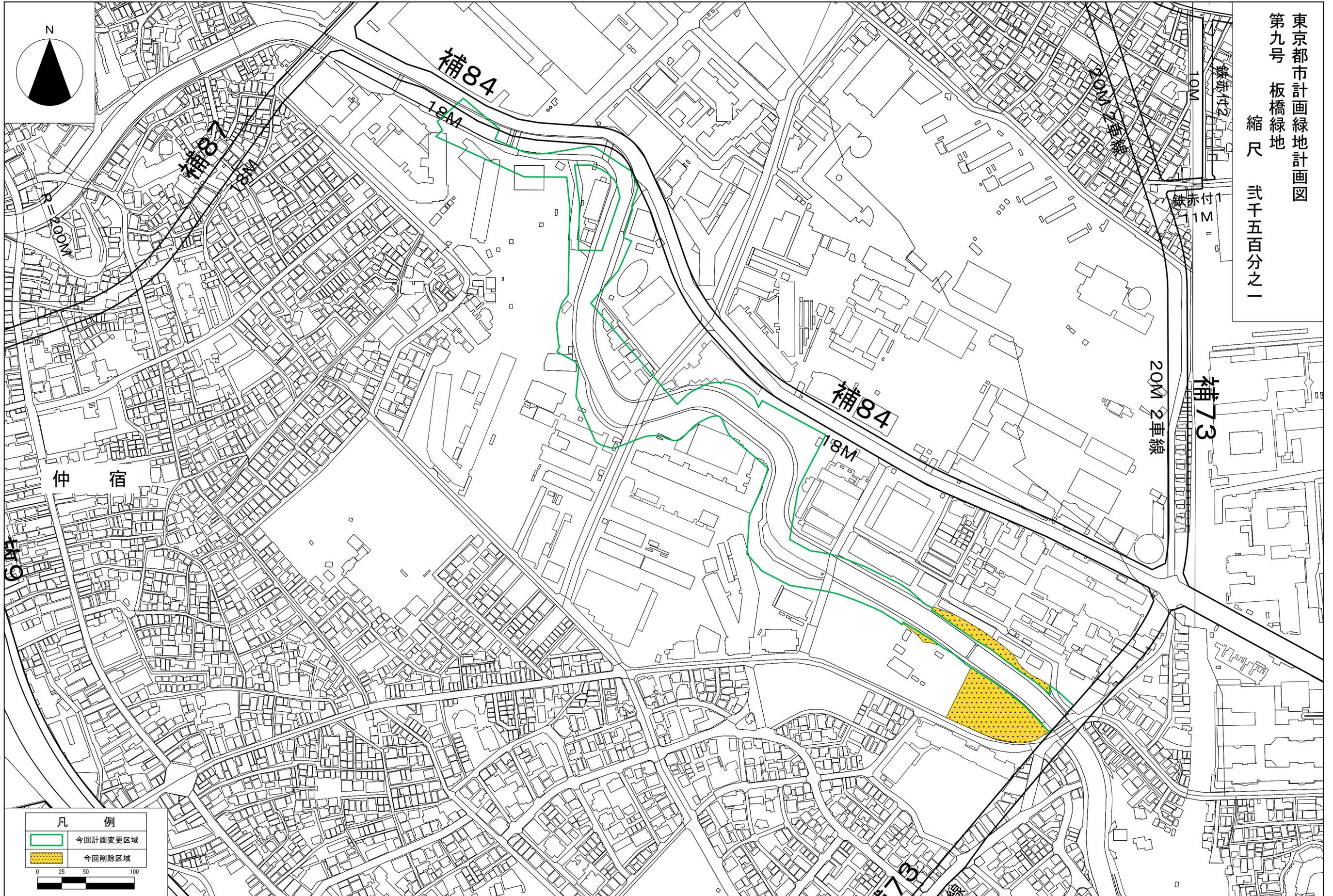
新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	緑地名			
新	緑地	第9号	板橋緑地	板橋区東新町二丁目、東山町、南常盤台一丁目、弥生町、中板橋、双葉町、大谷口北町、常盤台一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、加賀一丁目及び加賀二丁目各地内	約13.8ha	位置、区域、面積の変更  面積変更の内訳 削除区域 △約0.53ha 錯誤面積 △約1.06ha
旧	緑地	第9号	板橋緑地	板橋区上板橋1, 2, 3丁目、板橋町9, 10丁目、板橋町6, 7丁目各地内	約15.43ha	

変更概要

名称	変更事項
<p>第9号 板橋緑地</p>	<p>1 位置の変更 板橋区上板橋1, 2, 3丁目、板橋町9, 10丁目、板橋町6, 7丁目各地内 → 板橋区東新町二丁目、東山町、南常盤台一丁目、弥生町、中板橋、 双葉町、大谷口北町、常盤台一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁 目、加賀一丁目及び加賀二丁目各地内</p> <p>2 区域の変更 計画図表示のとおり</p> <p>3 面積の変更 約15.43ha → 約13.8ha 面積変更の内訳 削除区域 △約0.53ha (板橋区加賀一丁目地内) 錯誤面積 △約1.06ha</p>

東京都市計画緑地計画図  
第九号 板橋緑地  
縮尺 式千五百分之一



凡 例

	今回計画変更区域
	今回削除区域

0 25 50 100

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) (MMT)利許第07-K119-301号 令和7年7月17日、(利用許諾番号) 7都市基交測第108号、令和7年7月14日  
ただし、計画線は都市計画道路網図から転記したものである。無断転載を禁ず。(承認番号) 6都市基街都第5号、令和6年4月15日

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画緑地 第9号 板橋緑地

### 2 理由

本緑地は、区南部を横断する形で、小茂根二丁目・東新町二丁目から中板橋・双葉町及び加賀地区の石神井川両岸に位置し、区内でも有数の桜の名所として、魅力的な景観を形成している。

また、河川等の自然地形や公園・緑地などと一体となった、つながりのある「みどり」を形成するとともに、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を示す、東京都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置付けられる、快適で質の高い生活環境の創出や都市の魅力の向上にも寄与している。

本緑地のうち、加賀地区の一部については、かつての加賀藩下屋敷の面影が感じられる地形を活かしつつ、昭和 46 年より板橋区立加賀公園として、開設・運営している。

この加賀公園の内部及び隣接地等（旧板橋町六丁目、以下「当該地」という。）には、区の産業の発展を牽引する礎にもなった、「陸軍板橋火薬製造所跡」があり、区では歴史を物語る建物や景観を後世に継承していくため、平成 29 年に保存へ向けた基本構想を策定し、同年に国史跡としての指定を受けた。

これにより、当該地を歴史や文化を継承する公園として、一体的な整備をするべく、令和 3 年に「史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画」を策定し、板橋の産業発展や地域の歴史、平和に対する学びの機運醸成が期待されている。

こうしたことから、当該地については、都市における良好な環境を保全し、快適な都市生活を支えるための「緑地」としての機能以上に、休息、鑑賞、散歩、文化活動等のレクリエーション及び、史跡の保全・活用や歴史・文化の継承を目的とする「公園」として、更なる利用促進を図る必要が生じている。

そのため、本案は、当該地の公園整備を推進すべく、当該区域を都市計画緑地ではなく都市計画公園として位置づけを変更し、かかる都市計画緑地第9号板橋緑地の一部である約 0.53 ヘクタールを廃止する都市計画変更を行うものである。なお、面積を精査した結果、錯誤があったため、併せて修正する。